

長野県議会後援及び長野県議会議長賞の交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県議会（以下「県議会」という。）が県議会以外の者が行う行事を名義後援すること又は議長が長野県議会議長賞（以下「議長賞」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催し物をいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (3) 主催者 行事を主催する団体をいう。
- (4) 共催者 主催者とともに企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担する団体をいう。

(名義等)

第3条 この要領による後援の名義は「長野県議会」、議長賞の名称は「長野県議会議長賞」とする。

(主催者の要件)

第4条 後援又は議長賞の交付（以下「後援等」という。）を行う行事の主催者（共催者を含む。以下同じ。）は次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国の機関又は地方公共団体
 - (2) 学校等の教育機関又はその連合体
 - (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
 - (4) 新聞社、放送局等の報道機関
 - (5) 前各号に掲げる団体以外の団体で、その行事の内容が特に適当と認められるもの
- 2 主催者及びその構成員が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 暴力団その他の反社会的勢力である団体又はその構成員（以下「暴力団員等」という。）と社会的に非難されるべき関係を有する団体
 - (2) 暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(行事の要件)

第5条 行事の内容は次のいずれにも該当し、かつ、当該行事が確実に実施される見込みがあること。

- (1) 県民福祉の向上に寄与し、公益性のあるものであること。
- (2) 県議会の運営上支障がないものであること。
- (3) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若

- しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこと。
- (4) 専ら主催者等の利益を目的として行われるものでないこと。
 - (5) 行事の対象又は効果が県全域にわたるものであること。

(議長賞の経費)

第6条 議長賞の賞状の印刷等に要する経費は、主催者において負担するものとする。

(申請の手続等)

第7条 後援等の承認を受けようとする者は、行事が開催される30日前までに様式1により次に掲げる書類を添付して申請を行うものとする。ただし、様式1についてはその内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

- (1) 主催者（国の機関及び地方公共団体を除く。）の役員名簿
 - (2) 主催者（国の機関及び地方公共団体を除く。）の定款又は規約
 - (3) 行事の目的及び具体的な内容が記載された実施計画書又はこれに類する書類
 - (4) 行事に係る収支予算書
 - (5) その他議長が必要と認める書類
- 2 後援等の承認を受けた者は、申請した行事の内容に変更が生じるときには、様式1に準じた文書により変更申請を行うものとする。ただし、変更の内容が軽微なものである場合は、その内容をあらかじめ議長に届け出ることをもって足りる。
- 3 議長は、第1項の申請又は前項の変更申請があった場合において、必要があると認めるときは、行事の内容及び主催者の活動について調査するものとする。
- 4 議長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、後援等の承認をせず、又は後援等の承認を取り消すものとする。
- (1) 第1項の申請又は第2項の変更申請の内容が第4条又は第5条の要件を満たさないとき。
 - (2) 主催者に法令に違反する行為が確認されたとき。
 - (3) その他議長が不相当と認めたとき。
- 5 承認又は不承認の通知は、様式2による。ただし、様式2の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

(実施結果の報告)

第8条 後援等を受けた行事の主催者は、当該行事の終了後30日以内に、様式3により当該行事の実施結果を報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にされた申請については、なお従前の例による。